

平成21年4月15日

追 陳 述 書

東京都世田谷区砧3丁目18番2号

原告 歯科技工士・脇本征男

一審判示について

わが国の歯科技工士法制定当時の昭和30年以前にタイムスリップしたような判示に、危惧と驚愕に震撼させられ、何としても申し上げたいことがございます。

私は法律専門家ではありません。専門知識の認識不足等はお許し願いたいと存じます。歯科技工士として43年間、学生時代も含めると51年間、ひたすら懸命に歯科医療業界に従事してきた66歳の一日本国民でございます。

わが国は法治国家と承知致しております。

憲法の三権分立の法則から、行政庁としての有権解釈、自由裁量、行政指導、行政処分等、それらの職分や権限もある程度承知致しているつもりです。

時の歯科保健課の瀧口徹課長が言われた、行政なるものは、あくまでも法律に則っての執行であると、しかし、関連業務に関する法規制においては、直接国民を拘束することをせず、業界（者）を規律することによって、第一義である国民の法益を守ることが強いられているのではないのでしょうか。

この場合、民法、商法における任意法規の自由裁量とは異なり、行政法は強行法規として「公法上の規定として、当事者の意思にかかわらず、法として画一的に適用される規定である」とされ、き束裁量であると堅く信じております。

いわゆる歯科技工士法2条1項の用語の定義、並びに17条の禁止事項に則るならば、行政庁が、如何に合理的裁量を主張しようとも、現実に法の下で業を営んでいる「歯科技工士の業務独占」を侵害する権利等は有り得ず、歯科医師の裁量と嘯いて歯科医師、歯科技工士以外の者に、ましてや無資格者としての危惧のある者に、国の内外を問わず「歯科技工の委託」を認める等はあってはならないことであります。

今回の国の歯科技工士観は、旧態依然の徒弟制度からの流れから脱却させない偏見と、国独自の舞文弄法によるもので、到底納得がまいりません。

平素の業界に対する行政庁としての管理監督施政からも窺い知ることができ、所定の学問、技術を修得しながら、国家の免許資格者であることへの理解、配慮があまりにも偏重希薄で冷遇し過ぎている感がして仕方がありません。

以前歯科保健課長に投げられた言葉に、「細々とやってる技工所くんだり、なんで海外委託などに目くじらをたてるのか」と言われたことは、忘れることができません。

今回の「17年通達」による歯科技工士の軽視、歯科技工士試験が「国家試験」と名称変更になるのが漸く半世紀過ぎて、この度4月3日に衆議院で可決されたこと、それも統一試験ではなく、いまだに地方自治体に委ねられている等のことでも分ります。

これ以外でも、歯科技工士は細部の法の求めに応じて真摯に遵法精神を守り、規律に素直に従って参りました。勿論、違反者には刑罰が科せられるのであります。

元来、海外委託を羨望した者が行政庁の窓口に相談に伺った折、法の趣旨・目的から勘案して、残念ながら認められないとするところを、「輸入規制項目」に入っていなかった「入れ歯」を「雑貨」として認めた経緯が推測されるのが、返えず返えずも残念でなりません。

この時点で、係官の何方かが法の性格を取り違え、「物」の規制である「薬事法」の観念で判断したところから、間違いが始まったものと思われるのであります。

歯科技工士法はあくまでも「行為」を規制した法律であります。

つい、「行為」を及ぼしてできるだけ、「物」に注進することは分かりますが、それがこの世に二つとない手作り品として、「特定人の」生体機能ともなり、患者の身体の一部として高度精密機器として人体臓器にもなり得るものであるということであります。

当然のことながら、国民患者の安心・安全性を担保させるために、有資格者の技術提供が義務付けられていることは申し述べるまでもありません。

特に、近年中国産の輸入食料品や食材における有害（毒）性が問題になっており、その社会悪は憂慮すべきことではあります。が、「歯科技工の海外委託問題」は、それらの問題と連動しながら、国民の口腔保健に重要な影響や問題が考えられ、様々な不安、危惧があるにもかかわらず、立法で定めた法律を、行政の勝手な法解釈で「通達」まで発出し、市井を混乱させている実態は、計り知れない不安要素を生み出しております。

今、なぜ、万全な歯科医療態勢を強いているわが国の需給システムでは賄いきれないのか。それは、科学的知識や技術的な問題を凌ぐ経済至上主義、つまり「良くて、安ければいいじゃないか」の「物」に視点をおいた、論法ありきのそしりは免れません。

確かに見た目は遜色なくても、患者の口腔内で長年口腔器官として機能するうちに、交噛磨耗作用等によって残渣物は身体に吸収浸透され、その影響は予想を越えた結果をもたらすことは、過去に多くの薬害等汚染事件などで大禍根を残し、教訓を得てきたはずの厚生行政が、誰よりも、何よりも慎重に対処しなければならない問題ではないでしょうか。

この場合、犠牲になるのは、いつも何も知らない善良な国民患者であることをご承知おき願いたいと存じます。

現在、医師、歯科医師10万人で構成する全国保険医協会の調査においては、患者、歯科技工士、歯科医師の大多数の人達が、「歯科技工の海外委託は反対」という意思を表明して頂いております。

どう考えても、私たち原告の現在の「遵法精神」を主張している姿が、行政庁の執るべき態度ではないのかと思えることであります。

私たち原告は、ただ訴訟を提起して市井をお騒がせすることが本意ではありません。行政庁の舞文弄法によって、本来あるべき歯科医療業界が混乱している状況を是正し、わが国の将来、国民の口腔保健確保のため、歯科技工士制度の維持、充実、発展を希求して参りたい一途でございます。

裁判所をお願いを申し上げます。

正直者が馬鹿をみたり、懸命に働く者に光が当たらなかつたりと、まさに不公平な世の中ではございます。歯科技工士の殆どは、黒子のごとく歯科医師の影で生涯を閉じているのが偽らざる真実の姿でございます。

今回の問題で、法律が作用する事案でありながら、司法が立ち入ることが不可能との判示ですが、私たちにはどうしても納得がまいりません。

裁判官の高徳な人間としての寛容なるお心を持ちまして、弱い立場の国民、そしてその代弁をしている歯科技工士が、将来に少しでも人間として、また医療従事者として、希望を託せるように、せめて、問題解決に向けての公正寛大なるご示唆を踏まえまして、判決にご付言を賜りますよう伏してお願いを申し上げます。

以上